

団体割引  
10% 適用

# 団体総合生活補償保険

傷害補償（MS&AD型）特約、疾病補償特約、親介護一時金支払特約セット



## 24時間365日 あなたの暮らしをガード！

### 申込締切日

**【2022年11月1日加入の場合】2022年10月7日（金）必着**  
上記締切日を過ぎた場合は、提出時期に応じて中途加入いただくことができます。  
詳細は、下記お問い合わせ先までご連絡ください。

### 保険期間（ご契約期間）

2022年11月1日午後4時～2023年11月1日午後4時

### お申込方法

- 継続加入の場合： 特にお申し出のない場合、前年度と同一加入セットにて継続扱とさせていただきますので、加入申込票のご提出は不要です。  
※継続扱の基本プランは、傷害補償（MS&AD型）特約または傷害補償（標準型）特約のいずれかとなります。傷害補償（標準型）特約の補償内容は加入者証または別紙「旧プランのプラン内容・保険料について」をご確認ください。
- 新規ご加入・内容変更の場合： 加入申込票に必要事項を記入し、ご署名のうえご提出ください。
- 脱退の場合： 「継続しない」に○をして、加入申込票にご署名のうえ、ご提出ください。

### 加入申込票提出先

株式会社 ニチユウ

### 保険料払込方法

【役員・社員】給与控除（2023年1月より月払） 【退職者】口座振替（2023年1月より月払）

	加入者	被保険者(補償の対象となる方)の範囲
共通 本人型	前田道路株式会社 の役員・社員 ・退職者	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 以下からお選びいただいた方「本人」となります。 前田道路(株)の ①役員・社員・退職者本人 ②役員・社員・退職者本人の配偶者、子ども、両親および兄弟姉妹 ③役員・社員・退職者本人と同居している親族</li> <li>● 新規でのご加入は「疾病補償：生後15日以上～89才まで」「親介護一時金補償：20才～84才※まで」となります。 ※傷害補償の被保険者ご本人の年齢ではなく、親介護一時金支払特約の特約被保険者（親）の年齢です。</li> </ul>
傷害補償のみ 夫婦型 家族型	※退職者は新規加入できません（自動継続のみ）	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 以下からお選びいただいた方を「被保険者本人」とする「夫婦」または「家族」(注)です。 前田道路(株)の ①役員・社員・退職者本人 ②役員・社員・退職者本人の配偶者、子ども、両親および兄弟姉妹 (注)「家族」とは、本人および本人の配偶者、親族（本人またはその配偶者の同居の親族（6親等内の血族および3親等内の姻族）・別居の未婚（これまでに婚姻歴がないことをいいます）の子）をいいます。</li> </ul>

### お問い合わせ先（取扱代理店）

■ 株式会社ニチユウ 保険部  
〒135-0051 東京都江東区枝川2-13-1  
TEL:03-6666-1444  
FAX:03-6666-5792

### 引受保険会社

■ あいおいニッセイ同和損害保険株式会社  
東京企業営業第五部 営業第一課  
〒103-8250 東京都中央区日本橋3-5-19  
TEL：03-6748-7861 FAX:03-6748-7865

# 傷害補償（MS&AD型）特約

■ 国内、国外を問わず、交通事故はもちろん、仕事中・スポーツ中・旅行中・家庭内外の日常生活におけるケガに対し、保険金をお支払いします。

【交通事故によるケガ】



【お仕事中のケガ】



【スポーツ中のケガ】



【家庭内でのケガ】



【旅行中のケガ】



※補償内容および保険金をお支払いできない主な場合については、「お支払いする保険金および費用保険金のご説明」をご確認ください。

## オプション

### 日常生活賠償特約

### 示談交渉サービス付

被保険者ご本人またはその家族の方が、日本国内外での偶然な事故により、他人を死傷させたり、他人の財物に損害を与え、法律上の損害賠償責任を負担した場合、または日本国内での偶然な事故により、電車等の運行不能について法律上の損害賠償責任を負担する場合に保険金をお支払いします。

（免責金額0円）

（注）右記事例でも、事故状況等により、法律上の損害賠償責任が発生しない場合は保険金のお支払対象とはなりませんのでご注意ください。

- この特約の被保険者（補償の対象となる方）は、本人型・夫婦型・家族型にかかわらず、本人および本人の配偶者、親族（本人またはその配偶者の同居の親族（6親等内の血族および3親等内の姻族）・別居の未婚（これまでに婚姻歴がないこと）の子）となります。また、被保険者が責任無能力者の場合、その方に関する事故については、その方の親権者、その他の法定監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する親族を被保険者として扱います。
- 日本国外で発生した事故の場合のほか、相手の方が引受保険会社と直接折衝することに同意しない場合や、被保険者が正当な理由なく引受保険会社への協力を拒んだ場合などには、引受保険会社は相手の方との示談交渉はできませんのでご了承ください。
- ※話し合いでの解決が困難な場合等、引受保険会社は必要に応じ被保険者の同意を得たうえで弁護士に対応を依頼することがあります。
- パンフレット裏面の【複数のご契約があるお客さまへ】もご確認ください。



自転車で誤って人にぶつかりケガをさせた

## オプション

### 携行品損害補償特約

外出時に携行しているご自身の身の回り品を偶然な事故で壊してしまった場合の損害を補償します。（免責金額3,000円）

外出中に誤ってカメラを落として破損した

- この特約の被保険者（補償の対象となる方）は、本人型の場合は本人、夫婦型の場合は本人および本人の配偶者、家族型の場合は本人および本人の配偶者、親族（本人またはその配偶者の同居の親族（6親等内の血族および3親等内の姻族）・別居の未婚（これまでに婚姻歴がないこと）の子）となります。
- 「新価保険特約（携行品損害補償特約用）」が自動セットされます。
- パンフレット裏面の【複数のご契約があるお客さまへ】もご確認ください。
- 携帯電話、スマートフォン、電子マネー、眼鏡など保険の対象に含まれない物があります。詳細は「お支払いする保険金および費用保険金のご説明【団体総合生活補償保険】」をご確認ください。



## ご加入プランと保険料表（払込方法：月払）

傷害入院保険金支払限度日数：60日/支払対象期間：60日/免責期間：0日  
傷害通院保険金支払限度日数：90日/支払対象期間：180日/免責期間：0日

■団体割引10%適用

■家族型の被保険者のうち「親族」とは、被保険者ご本人またはその配偶者の同居の親族（6親等内の血族および3親等内の姻族）・別居の未婚（これまでに婚姻歴がないことをいいます）の子をいいます。

補償型	本人型			夫婦型			家族型		
ご加入セット名	HO1	HO2	HO3	FU1	FU2	FU3	KA1	KA2	KA3
被保険者 (補償の対象となる方)	本人			本人・配偶者			本人・配偶者・親族		
傷害死亡・ 後遺障害保険金額	300万円								
傷害入院保険金日額	5,000円								
傷害手術保険金	入院中：傷害入院保険金日額の10倍 入院中以外：傷害入院保険金日額の5倍								
傷害通院保険金日額	2,500円								
熱中症危険補償特約	あり								
日常生活賠償保険金額 (免責金額：0円)	－	1億円	1億円	－	1億円	1億円	－	1億円	1億円
携行品損害保険金額 (免責金額：0円)	－	－	20万円	－	－	20万円	－	－	20万円
月払保険料	1,400円	1,530円	1,670円	2,570円	2,700円	2,870円	4,810円	4,940円	5,150円

熱中症危険補償特約セット：日射または熱射により被った身体の障害についても、傷害後遺障害保険金、傷害入院保険金、傷害手術保険金または傷害通院保険金をお支払いする特約です。  
※傷害死亡保険金については対象外となります。

追加補償

疾病補償特約

■ さまざまな病気での入院やそれに伴う通院等を補償します。



- 日帰り入院から最大60日までお支払い  
身近な病気での短期入院から、重い病気での長期入院までしっかりカバー。  
※入院を開始した日から疾病入院保険金支払対象期間（60日）内の入院が対象となります。
- ご加入にあたっては医師の診査は不要です。  
簡単な健康状態告知だけでお申込みいただけます。

※補償内容および保険金をお支払いできない主な場合については、「お支払いする保険金および費用保険金のご説明」をご確認ください。

ご加入プランと保険料表（払込方法：月払）

疾病入院保険金支払限度日数：60日/支払対象期間：60日/免責期間：0日  
疾病通院保険金支払限度日数：30日/支払対象期間：180日  
疾病通院保険金の支払条件変更特約、特定精神障害補償特約セット

■ 団体割引10%適用

補償型	本人型
ご加入セット名	DD
被保険者(補償の対象となる方)	本人
疾病入院保険金日額	5,000円
疾病手術保険金	入院中：疾病入院保険金日額の10倍 入院中以外：疾病入院保険金日額の5倍
疾病放射線治療保険金	疾病入院保険金日額の10倍
疾病通院保険金日額	2,500円

2022年11月1日時点の満年齢	月払保険料
16才 ~ 19才	270円
20才 ~ 24才	360円
25才 ~ 29才	570円
30才 ~ 34才	760円
35才 ~ 39才	750円
40才 ~ 44才	750円
45才 ~ 49才	940円
50才 ~ 54才	1,340円
55才 ~ 59才	1,910円

- 傷害補償（MS&AD型）特約の本人型にのみ上記プランを追加して加入することができます。  
疾病補償（追加補償）のみでのご加入はできません。
- 年齢は2022年11月1日時点の満年齢となります。
- 右記以外の年齢の方の保険料については取扱代理店までお問い合わせください。

追加補償

親介護一時金支払特約（下記EE1～EE4のプランのみの加入が可能です）

親が要介護状態\*となったとき、**100万円**を親介護一時金としてお支払いします。

- \* 寝たきりまたは認知症により介護が必要な状態を言います。ただし、公的介護保険制度の要介護認定を受けた場合は、要介護区分「2」以上の状態を言います。
- ※ 被保険者ご本人またはその配偶者の親が所定の要介護状態となり、その状態が**30日を超えて継続**した場合にお支払いします。
- ※ 要介護3以上から要介護2以上への補償範囲拡大に関する特約（介護一時金支払特約用）をセットしています。



■ ご加入いただける方（特約被保険者）

基本補償の被保険者ご本人およびその配偶者の親（同居・別居は問いません）とし、最大で4名までご加入いただけます。

■ 健康状態告知について

「基本補償の被保険者ご本人」が「特約被保険者（親）」を代理して告知を行います。「基本補償の被保険者ご本人」が「特約被保険者（親）」に健康状態を確認し、その内容を告知しますので別居の場合でも簡便な手続きが可能です。

【親介護一時金プランチャイズ期間 30日】

※特約被保険者とする親の人数によって、以下のセット名になります

補償型		本人+親型	
対象	被保険者(補償の対象となる方)	①本人	②親(親1名につき)
補償	傷害死亡・後遺障害保険金額(基本補償)	10万円	—
	親介護一時金額	—	100万円

ご加入セット名	内容
EE 1	①ご本人+②親1名
EE 2	①ご本人+②親2名
EE 3	①ご本人+②親3名
EE 4	①ご本人+②親4名

月払保険料 (2022年11月1日時点)	本人		+	親	
	本人	10円		親	金額
	45才~49才	—		20円	
	50才~54才	—		40円	
	55才~59才	—		100円	
	60才~64才	—	+	230円	
	65才~69才	—		540円	
	70才~74才	—		1,220円	
	75才~79才	—		2,710円	
	80才~84才	—		6,860円	
	(継続のみ) 85才~89才	—		14,130円	

- 必ず被保険者ご本人の加入が必要です。
  - 親介護一時金支払特約の特約被保険者となる方（被保険者ご本人またはその配偶者の親）の2022年11月1日時点の満年齢での保険料となります。
  - 左記保険料は、団体割引10%を適用しています。
  - ご加入時に、親の健康状態を代理告知していただきます。継続加入の場合、翌年度からの告知は不要となります。
  - 親介護一時金支払特約の保険金は、1回のお支払いに限りです。親介護一時金支払特約について、引受保険会社が保険金をお支払いした場合は、継続時に必ず補償内容の見直しが必要となりますので、ご注意ください。
  - 左記以外の年齢の方の保険料については、取扱代理店までお問い合わせください。
- ※補償内容および保険金をお支払いできない主な場合については、「お支払いする保険金および費用保険金のご説明」をご確認ください。



## お支払する保険金

### 傷害の補償

#### 傷害死亡・後遺障害保険金

事故によるケガのため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合、または約款所定の後遺障害が発生した場合にお支払いたします。

#### 傷害入院保険金

事故によるケガの治療のため、事故の発生の日からその日を含めて60日以内に入院した場合にお支払いたします。

#### 傷害手術保険金

事故によるケガの治療のため、事故の発生の日からその日を含めて60日以内に所定の手術を受けたときに、入院中の手術には傷害入院保険金日額の10倍、入院中以外の手術は5倍をお支払いたします。

#### 傷害通院保険金

事故によるケガの治療のため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に通院（往診・オンライン診療を含みます。）した場合に90日を限度にお支払いたします。

### 疾病の補償

#### 疾病入院保険金

病気を発病し、その病気の治療を目的として疾病入院保険金支払対象期間（60日）内に入院した場合にお支払いたします。

#### 疾病手術保険金

病気を発病し、被保険者が病院または診療所において、その病気の治療を直接の目的として所定の手術を受けた場合に、入院中の手術には疾病入院保険金日額の10倍、入院中以外の手術は5倍をお支払いたします。

#### 疾病放射線治療保険金

病気を発病し、被保険者が病院または診療所において、その病気の治療を直接の目的として放射線治療を受けた場合に疾病入院保険金日額の10倍をお支払いたします。

#### 疾病通院保険金

疾病入院保険金をお支払する場合において、その入院の原因となった病気の治療を目的として次のいずれかの期間内に通院（往診・オンライン診療を含みます）した場合に30日を限度にお支払いたします。

①入院を開始した日の前日以前60日間 ②退院した日の翌日からその日を含めて180日間

※上記は概要を説明したものです。詳細につきましては、「お支払する保険金および費用保険金のご説明」をご確認ください。

## ご加入にあたってのご注意

- このパンフレットは概要を説明したものです。ご加入にあたっては必ず社内イントラ掲示の「重要事項のご説明 契約概要のご説明・注意喚起情報のご説明」をご覧ください。また、詳しくは「ご契約のしおり（普通保険約款・特約）」をご用意していますので、取扱代理店または引受保険会社までご請求ください。ご不明な点につきましては、取扱代理店または引受保険会社にお問合わせください。
- この保険は前田道路株式会社を保険契約者とし、前田道路株式会社の役員および社員または退職者を加入者とする団体総合生活補償保険の団体契約です。
- 団体総合生活補償保険の「ご契約のしおり（普通保険約款・特約）」、保険証券は、保険契約者（前田道路株式会社）に交付されます。
- 他の保険契約等の有無については、危険に関する重要な事項の告知事項として加入申込票に記入していただきます。正しく記入していただかなかった場合には、ご契約を解除することがありますのでご注意ください。
- 健康状態告知書質問事項の回答内容や加入申込票記載事項（職種・年齢・他保険加入状況・保険金請求履歴等）等により、ご契約のお引受けをお断りしたり、引受条件を制限させていただくことがありますので、あらかじめご了承ください。
- ご加入時にすでに被っているケガや病気は、告知の有無にかかわらず、保険金お支払いの対象とはなりません。
- ご加入内容の変更または継続しない旨のお申し出のない限り、被保険者ご本人がご継続時満89才までまたは特約被保険者が満89才まで保険契約の満了する日と同一内容（※）で継続加入のお取扱いをいたします。この場合、継続後の保険料は、継続日現在の被保険者または特約被保険者の年齢および保険料率によって計算されます。（※）傷害死亡保険金受取人は法定相続人となります。傷害死亡保険金受取人を指定される場合は、ご加入内容の変更となり、改めてお手続きが必要です。この場合、被保険者の同意確認のために書類の提出をお願いすることがあります。（ご注意）保険金請求事故が多発した場合などについて、ご継続を中止させていただくことがあります。
- 【複数のご契約があるお客さまへ】補償内容が同様の保険契約（団体総合生活補償保険以外の保険契約にセットされた特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます）が他にあるときは、補償が重複することがあります。補償が重複すると、補償対象となる事故による損害については、いずれの保険契約からでも補償されますが、損害の額等によってはいずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があり、保険料が無駄になることがあります。補償内容の差異や保険金額等を確認し、特約の可否を判断のうえ、ご加入ください。  
※複数あるご契約のうち、これらの特約が1つのご契約のみにセットされている場合、ご契約を解約したときや、家族状況の変化（同居から別居への変更等）により被保険者が補償の対象外になったとき等は、特約の補償がなくなることがありますのでご注意ください。
- 旧プラン「傷害補償（標準型）特約セット団体総合生活補償保険」ご加入の方へのご案内  
このパンフレットは「傷害補償（MS&AD型）特約セット団体総合生活補償保険」のご案内となっています。申し訳ございませんが「旧プラン」ご加入の方は「重要事項のご説明（標準型）」の二次元コードをご確認ください。なお、補償プランは、別紙の「旧プランのプラン内容・保険料について」に記載されていますので参照願います。

## 重要事項のご説明等

右記コードより、重要事項のご説明・お支払いする保険金および費用保険金のご説明をご確認ください。右記コードからご確認できない場合は取扱代理店または引受保険会社までご請求ください。

M  
S  
&  
A  
D  
型



重要事項のご説明



お支払いする保険金および  
費用保険金のご説明

標準型  
（旧プラン加入の方）



重要事項のご説明



お支払いする保険金および  
費用保険金のご説明

### 団体総合生活補償保険 サービスのご案内

「傷害補償特約」をセットされた被保険者（補償の対象となる方）は、以下のサービスをご利用いただけます。

【生活安心サポート】 ■健康・医療ご相談 ■ホームヘルパーサポート ■暮らしのトラブル（法律）・税務ご相談

「疾病補償特約」、「親介護一時金支払特約」をセットされた被保険者（補償の対象となる方）は、以下のサービスがご利用いただけます。

【医療カウンセリングサービス】 セカンドオピニオンのご相談／面談専門医のご紹介／“がん”粒子線治療のご相談

【健康安心サポート】

- 健康検診サービス（人間ドック施設のご紹介／PET 検診施設のご紹介／在宅検診のご紹介）
- 健康・医療ご相談（健康・医療のご相談／病院情報のご提供／夜間休日医療機関情報のご提供）
- 介護安心サービス（介護安心相談／介護に関する業者・施設情報のご提供）／認知症 T E S T E R（テスター）
- メンタルご相談（メンタルヘルスのご相談）
- 暮らしのトラブル（法律）・税務ご相談（法律のご相談／税務のご相談）

※サービスをご利用いただける方は被保険者（補償の対象となる方）となります。ただし、親介護一時金支払特約をセットされた場合、介護安心サービスについては被保険者および親介護一時金支払特約の特約被保険者となります。

※保険金請求にかかわる事故等は、特約一時金支払特約のご相談は対象となりません。また、緊急の場合やご相談内容によってはサービスをご利用できない場合があります。

※サービス内容によりご利用日・ご利用時間が異なります。

※サービスは、事前にお知らせすることなく変更・中止・終了することがあります。

※サービスは、あいおいニッセイ同和損保が委託している提携サービス会社がご提供します。

※上記はサービスの概要を記載したものです。サービス内容の詳細およびご利用方法については、右記コードをご確認いただくか、ご加入後に交付される

加入者証または「団体総合生活補償保険サービスガイド」をご確認ください。



### 事故が 起こった場合

遅延なくご契約の取扱代理店または下記にご連絡ください。

あいおいニッセイ同和損保あんしんサポートセンター

0120-985-024（無料）

※受付時間 [24時間365日]

※IP電話からは0276-90-8852（有料）におかけください。

※おかけ間違いにご注意ください